

(参考) 製造業の対象建物について

(平成4年3月31日付け 自治交第37号 自治省財政局交付税課通知)

区分	施設	適否
工場と同じ棟	製造ライン及び 製造ライン関連施設 ①製造のライン ②製造工程の一部である試験・検査施設 ③②以外の試験・検査施設 ④従業員用の食堂・休憩室・着替え室 ⑤こん包作業場 ⑥出荷作業場 ⑦事務室（注） ⑧事務室の従業員が使う食堂・休憩所・手洗い ⑨倉庫（作業所でも製品・部品の置き場になっている部分は倉庫とみなす）	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
工場と別な棟	製造関連でないもの ①営業部門の事務室 ②①に関連・付随する部屋等（ショーウィンドウ等） ③食堂等のテナント等に貸付けている施設	× × ×
工場と別な棟	①機械室 ②工場の構内にある駐輪場・守衛所・詰所等 (工場用の耐用年数を用いているものに限る) ③事務棟・管理棟 ④職員宿舎 ⑤倉庫	○ ○ × × ×

(注) 事務室については、製造関連でないもの（例えば販売促進、営業等）は対象としないものであるが、営業等に係る部分と製造に係る部分が明らかに区分できなときは、当該事務室が主としていずれの用途に用いられているかにより判定する。